

完了検査受けてますか？

建築基準法では確認済証の交付を受けたすべての建築物の**建築主**に対して**完了検査**の受検を義務付けています。



チーバくん

完了検査を受けないことは**法律違反**であり、様々な**リスク**が生じることとなります。必ず受検しましょう！

千葉県特定行政庁連絡協議会

完了検査ってなに？

建築基準法令には、地震や火災などに対する安全性や建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められており、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

完了検査とは、工事が完了した段階でその建築物が法令の基準に適合しているかを検査することです。

確認済証の交付を受けたすべての建築物（用途変更を除く。）の**建築主**※に対して、完了検査の受検が義務付けられています。

※：建築物に関する工事を注文した者（又は請負契約によらないで自らその工事をやる者）のことです。

完了検査を受けないリスクは本当にあるの？

完了検査を受けないと建築主には大きな**リスク**があります。

こんなことが・・・

⚠️ 安全基準を満たしていない建築物の可能性

危険な建築物となってしまう、建築主自らの責任で、是正工事を実施しなければならず費用が莫大にかかった

⚠️ 融資や補助金を受けられない可能性

融資や補助金を受けようとしたら受けることができなかった

⚠️ 売買の際に建築物の価値が下がる可能性

売買しようとしたら完了検査を受けていないことが理由で価値が下がった

⚠️ 将来の増改築等ができない可能性

増改築や大規模な修繕等をしようとしたら完了検査を受けていないことで建築物の安全性が確認できず、増改築等ができなかった

⚠️ 罰則が適用される可能性

完了検査を申請しなかったため、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されてしまった



安全安心な建築物を建てるための3つの手続

設計

建築計画作成

建築確認申請

①

建築確認

確認済証

建築着工

中間検査申請

②

中間検査

建築工事

中間検査合格証

工事完了

完了検査申請

③

完了検査

検査済証

引渡し 使用開始

建築主は、着工前に確認申請書を建築主事や指定確認検査機関に提出し、法令の基準に適合していることの審査を受けなければなりません。審査の結果、法律への適合が認められると**確認済証**が交付されます。

確認済証交付後でなければ、工事に着手することはできません。

建築主は、特定工程※が終了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

検査の結果、法律への適合が認められると**中間検査合格証**が交付されます。

中間検査合格証交付後でなければ、次の工程に着手することはできません。

建築主は、確認済証の交付を受けた建築物（用途変更は除く）について、工事が完了したら、**建築主事や指定確認検査機関の検査**を受けなければなりません。

検査の結果、法律への適合が認められると**検査済証**が交付されます。

工事監理

※：一定の規模・構造をもつ建築物の安全性に係る工程のことです。詳しくは、計画地の特定行政庁にお問い合わせください。

設計者・工事監理者の選定

建築主は、木造で延面積100㎡を超えるものや、木造以外で延面積30㎡を超えるものなどは、**構造・規模に応じた建築士に設計・工事監理を依頼**しなければなりません。

工事監理とは、工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているかどうかを確認することです。

安全安心な建築物を建てるためのチェックリスト

設計・工事監理の依頼

契約前にあらかじめ重要事項説明を受けましたか？	一級建築士・二級建築士・木造建築士	<input type="checkbox"/>
設計は建築物に応じた資格を持つ建築士に依頼しましたか？	一級建築士・二級建築士・木造建築士	<input type="checkbox"/>
工事監理は建築物に応じた資格を持つ建築士に依頼しましたか？	一級建築士・二級建築士・木造建築士	<input type="checkbox"/>

図書の作成・確認申請

設計図書の内容の説明はありましたか？	<input type="checkbox"/>
設計の委託を受けた旨の書面を建築士事務所から受け取りましたか？	<input type="checkbox"/>
建築確認の申請は行いましたか？	<input type="checkbox"/>
一定の構造計算が必要な建築物について、構造計算適合性判定の申請は行いましたか？	<input type="checkbox"/>
確認済証の交付を受けましたか？	<input type="checkbox"/>

工事監理

工事監理の委託を受けた旨の書面を建築士事務所から受け取りましたか？	<input type="checkbox"/>
工事監理報告書等の提出はありましたか？	<input type="checkbox"/>

検査

中間検査が必要かどうか確かめましたか？	<input type="checkbox"/>
中間検査の申請は行いましたか？	<input type="checkbox"/>
中間検査合格証の交付を受けましたか？	<input type="checkbox"/>
完了検査の申請は行いましたか？	<input type="checkbox"/>
検査済証の交付を受けましたか？	<input type="checkbox"/>

◎ **確認済証・中間検査合格証・検査済証は、図面等と一緒に大切に保管しましょう！**

このパンフレットに関する問合せ先

千葉県特定行政庁連絡協議会事務局（千葉県建築指導課TEL：043-223-3181）又は
お近くの特定行政庁までお問合せください。

[特定行政庁]千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、
我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市、成田市

[限定特定行政庁]鎌ヶ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市、印西市

